

令和7年10月8日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

#### 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（23営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	紅葉山	2両× 55日	室蘭	上厚真	1両× 113日
札幌	赤平	1両× 29日 3両× 27日	釧路	姉別	1両× 103日
札幌	銭函	1両× 57日 1両× 56日	釧路	中西別	1両× 111日
函館	函館中央	3両× 20日	釧路	遠矢	1両× 118日
函館	尻岸内	2両× 78日	釧路	中春別	1両× 159日
函館	福島	2両× 79日	帯広	大正	5両× 22日
函館	南茅部	1両× 128日	帯広	新得	1両× 41日 2両× 40日
旭川	舎熊	1両× 99日	北見	置戸	2両× 78日
旭川	古丹別	1両× 134日	北見	札弦	1両× 114日
旭川	中川	1両× 90日	北見	渚滑	1両× 89日
室蘭	有珠	1両× 133日	北見	西興部	1両× 91日
室蘭	虎杖浜	2両× 78日			

#### 3. 処分日

令和7年10月8日（水）

#### 【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744